

財 産 目 録

令和3年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
小口現金	現金手許有高		運転資金として			100,000
普通預金	水島信用金庫本店		運転資金として			18,749,835
当座預金	水島信用金庫本店		運転資金として			429,526
			小計			19,279,361
事業未収金	保護者		延長保育料 3月分、他			1,658,900
未収金	中国電力		電気売電料 3月分			1,079
未収補助金	倉敷市		特別支援児保育事業委託料下期分、他			39,522,082
			流動資産合計	0	0	60,461,422
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地	倉敷市神田1丁目20番		のぞみ保育園の運営のために使用			43,152,446
建物	倉敷市神田1丁目20番	1972年度	のぞみ保育園の運営のために使用	46,140,000	41,526,000	4,614,000
	倉敷市神田1丁目20番	1996年度	のぞみ保育園の運営のために使用	46,345,000	21,614,317	24,730,683
			小計			29,344,683
			基本財産合計	92,485,000	63,140,317	72,497,129
(2) その他の固定資産						
土地	神田1丁目13番		のぞみ保育園が学習園として使用			13,000,000
	神田1丁目20番9		のぞみ保育園が利用者駐車場として利用			8,406,744
			小計			21,406,744
建物	倉庫、温室 各1棟	1972年度	のぞみ保育園が使用	1,060,000	1,059,998	2
	倉庫 2棟	1985年度	のぞみ保育園が使用	3,530,000	3,529,998	2
	階段の手すり3台、庇(一式)	2004年度	のぞみ保育園が使用	460,950	406,785	54,165
	天井埋込式エアコン5台	2009年度	のぞみ保育園が使用	1,934,468	1,712,449	222,019
	ネットワーク構築工事(一式)	2016年度	のぞみ保育園が使用	297,000	133,650	163,350
	配膳用リフト	2017年度	のぞみ保育園が使用	766,800	139,493	627,307
	LED照明工事	2019年度	のぞみ保育園が使用	1,484,753	107,767	1,376,986
			小計			2,443,831
構築物	遊具など、16点		のぞみ保育園が使用	11,065,767	9,359,216	1,706,551
機械及び装置	太陽光発電システム		のぞみ保育園が使用	8,809,500	8,809,499	1
器具及び備品	冷蔵庫など、94項目		のぞみ保育園が使用	31,674,836	24,346,724	7,328,112
ソフトウェア	会計ソフトなど、3点		のぞみ保育園が使用	1,148,371	1,052,654	95,717
退職給付積立資産	岡山県民間保育所職員共済制度		退職給付金の積立資金(法人負担分)			21,384,516
保育所施設・設備整備積立資産	のぞみ保育園	2019年度	保育所の施設整備のための積立資産			24,000,000
			その他の固定資産合計	62,232,445	50,658,233	78,365,472
			固定資産合計	154,717,445	113,798,550	150,862,601
			資産合計	154,717,445	113,798,550	211,324,023
II 負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	児童用給食費3月分、他					1,867,329
その他の未払金	社会保険料3月分、他					3,007,008
賞与引当金	翌年度6月分の賞与引当金					11,000,000
			流動負債合計	0	0	15,874,337
2 固定負債						
退職給付引当金	岡山県民間保育所職員共済制度					21,384,516
			固定負債合計	0	0	21,384,516
			負債合計	0	0	37,258,853
			差引純資産	154,717,445	113,798,550	174,065,170

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づき社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。
- なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
- ・減価償却資産（有形固定資産に限る）については、「減価償却累計額」欄を記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
- また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輛運搬具の○○には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。